指定介護予防福祉用具貸与事業

指導検査基準

— 令和7年4月1日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

指導検査基準(指定介護予防福祉用具貸与事業)

	事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1	基本方針	1 基本方針 指定介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっているか。	都条例第112号第237条	・運営規程 ・パンフレット等
第 2	人員に関する基準	用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。 ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業者が都規則第		・勤務実績表、タイムカード・勤務体制一覧表・従業員の資格証

	(2) 介護予防福祉用具貸与は、福祉用具の選定に当たり福祉 施行令第4条第1項
	用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づ
	く助言を受けて行われているか。
	(3) 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当するものと 施行令第4条第1項
	なっているか。
	① 保健 師
	② 看護師
	③ 准看護師
	④ 理学療法士
	⑤ 作業療法士
	⑥ 社会福祉士
	⑦ 介護福祉士
	⑧ 義肢装具士
	⑨ 福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者
	2 管理者
	指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第239条第 ・ 管理者の雇用形態が分かる文書
	具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者 1項、第2項 ・管理者の勤務実績表、タイムカ
	を置いているか。
	ただし、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支(2)参照(第3の1の1の ・勤務表
	障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他(3))
	の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他
	の事業所、施設等の職務に従事するができるものとする。
第3 設備に関する基準	1 設備及び備品等
	(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び 法第115条の4第2項 ・平面図
	消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行う 都条例第112号第240条 ・設備、備品台帳等
介護予防用具貸与-2	MA MENTAL OF THE LANGE OF THE L

ために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用 具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えてい るか。

ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業 者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のた めに必要な設備又は器材を有しないことができるものとす る。

- (2) (1) の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。 都規則第142号第61条
- ① 福祉用具の保管のために必要な設備

イ清潔であること。

- ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ 以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- ② 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉 用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有する ものであること。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事 業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与 の事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所におい て一体的に運営されている場合については、都条例第111号 第 251条第 1項及び第 2項に規定する設備に関する基準を 満たすことをもって(1)及び(2)に規定する基準を満たして いるものとみなすことができる。

第4 運営に関する基準 1 管理者の責務

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理者は、指定介護予 都条例第112号第248条 防福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定介護予防福 | 準用(第51条第1項)

・業者との委託契約書

・保管に関する記録 ・消毒に関する記録 祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行っているか。

(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定 | 都条例第112号第248条 介護予防福祉用具貸与事業所の従業者に、都条例第 112 号 | 準用 (第51条第2項) 「第3章第4節運営に関する基準」の規定を遵守させるため 必要な指揮命令を行っているか。

2 運営規程

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第241条 具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めているか。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及 び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑦ その他運営に関する重要事項

3 勤務体制の確保等

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な|都条例第112号第248条 指定介護予防福祉用具貸与を提供できるよう、指定介護予防|準用(第120条の2第1項) 福祉用具貸与事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてい るか。
- (2)指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、専門相談員の 施行要領第3の11の3の 日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係 │(8)の②参照(第3の6の3

- 運営規程
- 重要事項説明書
- ・指定申請書及び変更届控

• 運営規程

• 就業規則

• 勤務表

・雇用の形態(常勤・非常勤)が 分かる文書

介護予防用具貸与-4

等を勤務表上明確にしているか。 $\mathcal{O}(2)\mathcal{O}(1)$ (3)指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第248条 具貸与事業所ごとに、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所 準用 (第120条の2第2項) の従業者によって指定介護予防福祉用具貸与を提供してい るか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業 務については、この限りでない。 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、適切な指定介護予防 都条例第112号第248条 ・事業主の方針及び相談に応じる 福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行わ 準用 (第120条の2第4項) 体制がわかる書類等 れる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か つ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により福祉用具 専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じているか。(職場における ハラスメントの防止のための雇用管理上の措置) 4 業務継続計画の策定等 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、感染症や非常災害の 都条例第112号第248条 • 業務継続計画 · 研修 · 訓練実施記録等 発生時において、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与 準用 (第52条の2の2第1 の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開 項) を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定 し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員 都条例第112号第248条 に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研1準用(第52条の2の2第2 修及び訓練を定期的に実施しているか。 項) (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、定期的に業務継続計 都条例第112号第248条

画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っ 準用(第52条の2の2第3

項)

ているか。

5 内容及び手続の説明及び同意

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第248条 具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はそ 準用 (第52条の3第1項) の家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務 の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認 められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該 提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。

なお、当該同意については、利用者及び指定福祉用具貸与 事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。

- 運営規程
- ・重要事項説明書(利用者又は家 族の署名、その他同意が確認で きる書類)
- ・利用契約書(利用者又は家族の 署名、その他同意が確認できる 書類)

6 提供拒否の禁止

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定介 都条例第112号第248条 護予防福祉用具貸与の提供を拒んでいないか。

準用 (第52条の4)

• 利用申込受付簿等

7 サービス提供困難時の対応

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福都条例第112号第248条 祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用 準用(第52条の5) 具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護 予防福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場 合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、 適当な他の指定介護予防福祉用具貸与事業者等の紹介その 他の必要な措置を速やかに講じているか。

- 介護予防支援事業者へ連絡した ことが分かる書類等
- ・サービス提供依頼書等

8 受給資格等の確認

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第248条 具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険 準用 (第52条の6第1項)

・利用者に関する記録(被保険者 証写等)

者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援 認定の有効期間を確認しているか。

(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1)の被保険者証に、 認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意 見に配慮して指定介護予防福祉用具貸与を提供するように 努めているか。

9 要支援認定の申請に係る援助

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第248条 具貸与の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用準用(第52条の7第1項) 申込者については、要支援認定の申請が既に行われているか どうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申 込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必 要な援助を行っているか。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防支援(これ 都条例第112号第248条 に相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われてい 準用(第52条の7第2項) ない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更 新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の 有効期間が満了する30日前にはなされるよう、必要な援助 を行っているか。

10 心身の状況等の把握

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第248条 具貸与の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会 準用 (第52条の8) 議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把 握に努めているか。

・利用者に関する記録

- ・利用者に関する記録
- ・サービス担当者会議の記録等

11 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第248条 具貸与を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他 準用(第52条の9第1項) 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接 な連携に努めているか。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第248条 具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し 準用 (第52条の9第2項) て適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る介 護予防支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めてい るか。

・利用者に関する記録

・サービス担当者会議の記録等

12 介護予防サービス費の支給を受けるための援助

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第248条 具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第83条 準用(第52条の10) の 9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又 はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防 支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、介護| 予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明する こと、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその 他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助 を行っているか。

- 利用者の届出書控
- ・介護予防サービス計画書

13 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防サービス計 都条例第112号第248条 画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防 準用 (第52条の11)

- ・介護予防サービス計画書
- 介護予防福祉用具貸与計画書

	福祉用具貸与を提供しているか。		・サービス提供記録等
	個他用祭員子を提供しているが。		10000000000000000000000000000000000000
	14 介護予防サービス計画等の変更の援助		
	指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者が介護予防サ	都条例第112号第248条	・利用者に関する記録(変更があ
	ービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護	準用(第52条の12)	ったかの確認)
	予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っている		・介護予防サービス計画書
			·介護予防福祉用具貸与計画書
	15 身分を証する書類の携行	Lucy by by by both and I below a first	NI4 ₹hr
	(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証す		・業務マニュアル
	る書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたとき		・身分を証明する書類(身分証、
	は、これを提示すべき旨を指導しているか。	施行要領第3の11の3の	名札等)
	(2) 証書等には当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の名称、		
	当該専門相談員等の氏名の記載があるか。	(15))	
	16 サービスの提供の記録		
	(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用	都条例第112号第248条	・サービス提供記録
	具貸与を提供した際には、当該指定介護予防福祉用具貸与の	準用(第52条の14第1項)	• 業務日誌
	提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定介護		
	予防福祉用具貸与について法第53条第4項の規定により利		
	用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その		
	他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した		
	書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。		
	(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用	都条例第112号第248条	
	具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容	準用(第52条の14第2項)	
	等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合に		
	は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者		
○ ○		1	1

に対して提供しているか。 17 利用料等の受領 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービ 都条例第112号第242条第 → 介護予防サービス介護給付費明 スに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、1項 細書 その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉 請求書 用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定 • 領収書 介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービ ス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サー ┃都条例第112号第242条第 ビスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際 2項 にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予 防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間 に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1)(2)の支払を |都条例第112号第242条第 受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の費用の額の支払 3項 を利用者から受けていないか。 都規則第142号第62条 ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予 防福祉用具貸与を行う場合の交通費 ② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措 置に要する費用 (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係 都条例第112号第242条 るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は 第4項 その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説

(5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた |都条例第112号第242条

第5項

明を行い、利用者の同意を得ているか。

期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、

その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じ ない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用 具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸 与の提供を中止することができる。

- (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉 用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、そ の支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に 対し、法施行規則第85条において準用する第65条で定め るところにより、領収証を交付しているか。
- (7) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法第53条第7項に 法施行規則第85条 おいて準用する法第41条第8項の規定により交付しなけれ ばならない領収証に、指定介護予防福祉用具貸与について居 宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第53 条第2項第1号又は2号に規定する厚生労働大臣が定める基 準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防 福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指 定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額とする。)に係る もの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の 費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記 載しているか。

18 保険給付の申請に必要となる証明書の交付

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービ|都条例第112号第248条 スに該当しない指定介護予防福祉用具貸与に係る利用料の | 準用(第53条の2) 支払を受けた場合は、提供した指定介護予防福祉用具貸与の 種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載し たサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。

・サービス提供証明書控 (介護予防サービス介護給付費 明細書代用可)

	Т	
19 利用者に関する区市町村への通知		
指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用	都条例第112号第248条準	 ・区市町村に送付した通知に係る
具貸与を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当す		記録
る場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知		HO24
しているか。		
① 正当な理由なしに指定介護予防福祉用具貸与の利用に		
関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増		
進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認		
められるとき。		
・・・・・・・・・ ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受		
けようとしたとき。		
20 研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等		
(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員	都条例第112号第243条第	・研修計画、実施記録
の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等につい	1項	
ての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	施行要領第3の11の3の	
	(8)参照(第3の11の3の	
	(5))	
(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予	都条例第112号第243条第	
防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技	2項	
能の修得、維持及び向上に努めているか。		
21 福祉用具の取扱種目		
指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状	都条例第112号第244条	・目録等
態、その変化等に対応することができるよう、可能な限り多		
様な種目の福祉用具を取り扱うようにしているか。		

22 衛生管理等

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保 | 都条例第112号第245条第 |・衛生管理に関するマニュアル等 持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具 |都条例第112号第245条第 |・消毒方法の標準作業書 を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方 2項 法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた 福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保 管しているか。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかか 都条例第112号第245条第 わらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業 3項 者に行わせることができる。この場合において、当該指定 介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容 において保管又は消毒が適切な方法により行われることを 担保しているか。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3)の規定により福 都条例第112号第245条第 祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせ 4項 る場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について 定期的に確認し、その結果等を記録しているか。
- (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備 都条例第112号第245条第 品について、衛生的な管理に努めているか。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第245条第 |・委員会等の記録 具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ 6項 うに、次の措置を講じているか。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する | 都規則第142号第62条の2 ための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に 第1項第1号 1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具

- 消毒及び保管に関する記録
- 業者との委託契約書

5項

- 指針
- 研修及び訓練実施記録

専門相談員に十分に周知すること。		
② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備す	都規則第142号第62条の2	
ること。	第1項第2号	
③ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の	都規則第142号第62条の2	
防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	第1項第3号	
23 掲示及び目録の備え付け		
(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場	都条例第112号第246条第	• 掲示物等
所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択	1項、第2項	
に資すると認められる重要事項を掲示しているか又は重要		
事項を記載した書面を指定福祉用具貸与事業所に備え付け、		
かつ、これを関係者に自由に閲覧させることを行っている		
か。		
(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要	都条例第112号第246条	
事項をウェブサイトに掲載しているか。	第3項	
(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具	都条例第112号第246条	・備え付けの目録等
の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、	第4項	
その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他		
の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。		
24 秘密保持等		
(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由	都条例第112号第248条	・従業員の秘密保持誓約書
がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏	準用(第54条の4第1項)	
らしていないか。		
(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福	都条例第112号第248条	
祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がな	準用(第54条の4第2項)	
く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら		

すことがないよう、必要な措置を講じているか。

(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会 | 都条例第112号第248条 議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の | 準用 (第54条の4第3項) 同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族 の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

・個人情報同意書(利用者又は家 族の署名、その他同意が確認でき る書類)

25 広告

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用 都条例第112号第248条 具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容 準用 (第54条の5) が虚偽又は誇大なものとなっていないか。

- パンフレット、チラシ等
- ホームページ等

26 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防支援事業者 都条例第112号第248条 又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者による 準用 (第54条の6) サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産 上の利益を供与していないか。

27 苦情処理

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予 都条例第112号第248条 防福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に | 準用(第54条の7第1項) 迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるため の窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該 施行要領第3の11の3の 事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要に 1(8)参照 (第3の1の3の ついて明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの 1(28)の①) 内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても 併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブ

- ・ 苦情の受付簿
- ・ 苦情者への対応記録
- ・苦情対応マニュアル
- 重要事項説明書

サイトに掲載すること等を行っているか。

- (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1) の苦情を受け | 都条例第112号第248条 付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質 施行要領第3の11の3の の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦 | (8) 参照 (第3の1の3の 情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自 (28)の②) ら行っているか。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護 | 都条例第112号第248条 予防福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により区市町村 準用(第54条の7第3項) が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当 該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者 からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するととも に、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。
- (5) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、区市町村からの求 |都条例第112号第248条 めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告 | 準用(第54条の7第3項) しているか。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護 |都条例第112号第248条 予防福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健 | 準用 (第54条の7第4項) 康保険団体連合会が行う法第 176条第 1項第3号の調査に 協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導 又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従っ て必要な改善を行っているか。
- (7) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体 |都条例第112号第248条 連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を 単用(第54条の7第4項) 国民健康保険団体連合会に報告しているか。

準用 (第54条の7第2項)

28 事故発生時の対応

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指 都条例第112号第248条 定介護予防福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合 | 準用 (第54条の9第1項) は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護 予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及 び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定 都条例第112号第248条準 介護予防福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生 用 (第54条の9第2項) した場合は、損害賠償を凍やかに行っているか。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際に | 施行要領第3の11の3の はその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてい 1(8)参照 (第3の1の3の るか。

- ・事故対応マニュアル
- 区市町村、家族、介護支援専門 員への報告記録
- 再発防止策の検討の記録
- ヒヤリハットの記録

$(30) \mathcal{O}(3)$

29 虐待の防止

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、虐待の発生及び再発 都条例第112号第262条 を防止するため、次の措置を講じているか。

- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定 都規則第142号第63条 期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具「準用(第9条の3第1項) 専門相談員に十分に周知すること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修 都規則第142号第63条 を定期的に実施すること。
- ④ ①~③を適切に実施するための担当者を置くこと。

準用 (第54条の9の2)

準用 (第9条の3第2項)

委員会の記録

・研修及び訓練実施記録

指針

30 会計の区分

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉 都条例第112号第248条 用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介 | 準用 (第54条の10) 施行 | ・会計関係書類

介護予防用具貸与-17

護予防福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計 要領第3の11の3の(8) を区分しているか。

(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介 | 平13老振発第18号 護保険の給付対象事業における会計の区分について」等に より適切に行われているか。

参照(第3の1の3の(32))

31 記録の整備

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品 都条例第112号第247条第 ・ 従業者、設備、備品及び会計に 及び会計に関する諸記録を整備しているか。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指 | 都条例第112号第247条第 |・サービスの提供の記録等 定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる 2項 記録を整備し、その契約終了の日から2年間保存している か。
- ① 介護予防福祉用具貸与計画
- ② 都条例第112号第52条の14第2項の規定による提供したサ ービスの具体的な内容等の記録
- ③ 都条例112号第250条第7号の規定による身体的拘束等の 熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録
- ④ 都条例第112号第245条第4項の規定による結果等の記録
- ⑤ 都条例第112号第53条の3の規定による区市町村への通 知に係る記録
- ⑥ 都条例第112号第54条の7第2項の規定による苦情の内容 等の記録
- (7) 都条例第112号第54条の9第1項の規定による事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録

1項

- 関する記録等
- 身体拘束等の態様及び時間、そ の際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録

第5 介護予防のための 効果的な支援の方法 に関する基準

1 指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針

- |(1) 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資す |都条例第112号第249条第 るよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する | 都条例第112号第249条第 指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改 2項 善を図っているか。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉 | 都条例第112号第249条第 用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態 3項 とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援 することを目的とするものであることを常に意識してサー ビスの提供に当たっているか。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有す | 都条例第112号第249条第 る能力を最大限活用することができるような方法によるサ 4項 ービスの提供に努め、利用者のできる能力を阻害するよう な不適切なサービスを提供しないよう配慮しているか。

2 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の | 都条例第112号第250条第 | ・目録等 (用具の品名及び品名 医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を 11号 通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望 及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況 の的確な把握を行い、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門 的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示 して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価 格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る 同意を得ているか。

- ごとの利用料が記載された *t*₁∅)
- ・点検に関する記録
- ・取扱説明書(福祉用具の使用方 法、使用上の留意事項、故障時 の対応等を記載した文書)等

(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予 都条例第112号第250条第 防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むの 2号 に必要な支援を行っているか。

(3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁 | 都条例第112号第250条第 寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サー 2号 ビスの提供方法等について、介護予防福祉用具貸与計画に 基づき、理解しやすいように説明を行っているか。

(4) 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福 | 都条例第112号第250条第 | ・介護予防サービス計画書

介護予防福祉用具貸与計画書

祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれ 13号 にも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。) に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利一の② 用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福 祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説 明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報 を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言 語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定

施行要領第4の3の9の(2) ・利用者に関する記録

(5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与す ┃都条例第112号第250条第 る福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行 4号 っているか。

用者の身体の状況等を踏まえ、提案をしているか。

介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利

(6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者 | 都条例第112号第250条第 の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、 当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対 応等を記載した文書(当該福祉用具の製造事業者、指定介 護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書)を利 用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利

用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指 導を行っているか。 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意 | 施行要領第4の3の9の(2) が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的 の③ に行わなければならない衛生管理 (洗浄・点検等) につい て十分説明しているか。 (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用 都条例第112号第250条第 1・身体的拘束等の適正化のための 者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や 指針 なを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制 平成13年4月6日老発第 ・身体的拘束等の適正化のための 限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていな|155号「身体拘束ゼロ作 |対策を検討する委員会等の記録 いか。 戦」の推進について ・身体的拘束等の適正化のための 平成13年3月厚生労働省 研修記録 発行「身体拘束ゼロへの 手引き」 (8) (7) の身体的拘束等を行う場合には、その熊様及び時間、 |都条例第112号第250条第|・身体拘束等の熊様及び時間、そ その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 7号 の際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録 を記録しているか。 (9) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等 都条例第112号第250条 からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確 | 第8号 認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行ってい るか。福祉用具の修理については、専門的な技術を有する 者に行わせた場合においても、福祉用具専門相談員が責任 をもって修理後の点検を行っているか。 特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から | 施行要領第4の3の9の(2) 注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事 の④ 業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用

状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に行っているか。

(10) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種 都条例第112号第250条 目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関す 第9号 る情報を利用者に提供しているか。

3 介護予防福祉用具貸与計画の作成

(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の日常生活全般の状況及 | 都条例第112号第251条第 び希望を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与(福祉用具 1項 利用)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービ | 施行要領第4の3の9の(3) | 介護予防サービス計画書 ス内容(具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理」の① 由等)、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与 計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を 行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画(各事業 所ごとに定めるもの)を作成しているか。その他、関係機 関で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)があ る場合には、留意事項に記載しているか。

なお、指定特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合 は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作 成されているか。

(2) 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計 |都条例第112号第251条第 画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成 2項 されているか。

なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サ | 施行要領第4の3の9の(3) ービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸 1の② 与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認 し、必要に応じて変更しているか。

(3) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作 | 都条例第112号第251条第

- ·介護予防福祉用具貸与計画書 (利用者又は家族の署名、その 他同意が確認できる書類)
- •特定介護予防福祉用具販売計画
- ・アセスメントシート
- ・モニタリングシート
- ・利用者に関する記録

成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に 3項 対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (4) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作 | 都条例第112号第251条第 成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及 4項 び利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。 (5) 福祉用具専門相談員は、サービスが介護予防サービス計 | 都条例第112号第251条第 画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計 5項 画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利 施行要領第4の3の9の(3) 用中の福祉用具が適切かどうか等について、必要に応じて「の④ 「モニタリング」を行うこととなっているが、介護予防福 祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、6月 以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必 要性について検討を行っているか。 (6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、 都条例第112号第251条第 当該記録により、当該サービスの提供に係る介護予防サー |6項 ビス計画を作成した介護予防支援事業者に報告している か。 (7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果により、解 |都条例第112号第251条第 決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当 7項 する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて介護 |施行要領第4の3の9の(3) 予防福祉用具貸与計画の変更を行っているか。 $\mathcal{O}(4)$ (8) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の変 |都条例第112号第251条第 更を行う際も、上記(1)から(4)に準じて取り扱っているか。[8項 1 変更の届出等 第6 変更の届出等 ・ 指定申請書及び変更届控 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他 法第115条の5第1項 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止

した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令 で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け 出ているか。 (2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするとき 法第115条の5第2項 は、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休 止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。 第7 介護給付費の算定 1 介護予防福祉用具貸与費の単位数の算定 及び取扱い 指定介護予防福祉用具貸与事業所において、指定介護予防 平18厚労告127 福祉用具貸与を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸別表の9 与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業 所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数 (1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た 単位数)としているか。 ただし、1月当たりの平均貸与価格が100件以上となっ 平30厚労告80 たことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与に ついては、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与

の基準を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場 合は、介護予防福祉用具貸与費は算定しない。

2 高齢者虐待防止措置未実施減算

高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に | 平18厚労告127 開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備してい 1別表の9の注1 ない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施して 平18老計発第0317001 いない、又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担 | 号・老振発第0317001号・| 記録 当者を置いていない事実が生じた場合は、所定単位数の100分 老老発第0317001号第2 の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(た の10の(1)

- 介護給付費請求書
- ・介護予防サービス介護給付費明 細書
- ・サービス提供証明書
- ・「福祉用具貸与サービスコード 表」参照

- 虐待防止委員会等の記録
- ・ 虐待の防止のための指針
- ・虐待の防止のための研修の実施

だし、令和9年3月31日までの間は経過措置期間)

3 業務継続計画未策定減算

業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置 平18厚労告127 を講じていない場合は、所定単位数の 100 分の1に相当する 単位数を所定単位数から減算しているか。

別表の9の注2 平18老計発第0317001 号・老振発第0317001号・ 老老発第0317001号第2 $\mathcal{O}10\mathcal{O}(2)$

別表の9の注3

- 業務継続計画
- 業務継続計画に関する記録

4 搬出入に要する費用の取扱い

搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に 平18厚労告127 要した費用に含まれるものとし、個別には評価していない か。

ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働 大臣が定める地域(平成24年厚労告第120号)に所在する場 合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属 する月に、指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業の 実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に 要する交通費に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸 与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た 単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具 貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当す る額を限度として所定単位数に加算しているか。

5 中山間地域等における小規模事業所の評価

別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生 平18厚労告127 労働大臣が定める施設基準(1月当たり実利用者数が15人以 別表の9の注4 下) に適合する指定介護予防福祉用具貸与事業所の場合にあ 平27厚労告96の83

- 介護給付費請求書
- ・介護予防サービス介護給付費明 細書
- ・サービス提供証明書
- ・ 「福祉用具貸与サービスコード 表」参照

- 介護給付費請求書
- •介護予防サービス介護給付費明 細書

介護予防用具貸与-25

っては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月 に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業の実 施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要 する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指 定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単 位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具とごとに当 該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与 費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算 しているか。

6 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所へ の評価

別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住し 平18厚労告127 ている利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定 別表の9の注5 介護予防福祉用具貸与を行った場合は、当該指定介護予防福 祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用 具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予 防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の 3分の1に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事 業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位 数を、個々の福祉用具とごとに当該指定介護予防福祉用具貸 与に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の1に相当する額 を限度として所定単位数に加算しているか。

7 要支援者に対する取扱い

(1) 要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸 | 平18厚労告127 与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11 別表の9 の注6 年厚生省告示第93号)に規定する車いす、車いす付属品、特

- ・サービス提供証明書
- ・「福祉用具貸与サービスコード 表」参照

- 介護給付費請求書
- ・介護予防サービス介護給付費明 細書
- ・サービス提供証明書
- ・ 「福祉用具貸与サービスコード 表」参照

- 介護給付費請求書
- 介護予防サービス介護給付費明 細書

介護予防用具貸与-26

殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認 知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄器(尿のみ を自動的に吸引する機能のものを除く)に係る指定介護予防 福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費 は算定していないか。

(2) ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合に 平27 厚労告94の88 ついては、この限りでない。

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げ る者

- ① 車いす、車いす付属品 次のいずれかに該当する者
 - (一)日常的に歩行が困難な者
 - (二)日常生活範囲において移動の支援が特に必要と 認められる者
- ② 特殊寝台、特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する 者
 - (一)日常的に起きあがりが困難な者
 - (二)日常的に寝返りが困難な者
- ③ 床ずれ防止用具、体位変換器 日常的に寝返りが困難 な者
- ④ 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者
 - (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理 解に支障がある者
 - (二)移動において全介助を必要としない者
- ⑤ 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれ かに該当する者
 - (一)日常的に立ち上がりが困難な者
 - (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

- ・サービス提供証明書
- ・ 「福祉用具貸与サービスコード 表」参照

(三)生活環境において段差の解消が必要と認められ		
る者		
⑥ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能の		
ものを除く。) 次のいずれにも該当する者		
(一)排便において全介助を必要とする者		
(二)移乗において全介助を必要とする者		
サービス種類相互の算定関係		
利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防	平 18 厚労告 127	・介護給付費請求書
認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防福祉	別表の9の注7	・介護予防サービス介護給付費明
用具貸与費は、算定していないか。		細書
		・サービス提供証明書
		・「福祉用具貸与サービスコード
i	る者 ⑥ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。) 次のいずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者 サービス種類相互の算定関係 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防福祉	る者 ⑥ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。) 次のいずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者 サービス種類相互の算定関係 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防 認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防福祉 別表の9の注7

この指導検査基準において、施行要領とは、平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」を示す。

〈参考〉

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	\Rightarrow	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
法施行規則	\Rightarrow	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
都条例第111号	\Rightarrow	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	\Rightarrow	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	\Rightarrow	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	\Rightarrow	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領(居宅サービス	<) ⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25 年3月29日24福保高介第1882号)
省令第38号	\Rightarrow	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企第22号	\Rightarrow	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
老企25	\Rightarrow	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12厚告19	\Rightarrow	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	\Rightarrow	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告29	\Rightarrow	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
平12老企第36号	\Rightarrow	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及 び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36 号)
平12老企第39号	\Rightarrow	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	\Rightarrow	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施 設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老振24•老健9	93 ⇒	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平12老計8	\Rightarrow	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
平13老振発第18月	$\frac{1}{2}$ \Rightarrow	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚労告第127号	det $ ightarrow$	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚労告83	\Rightarrow	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚労告第118号	를 ⇒	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)
平27厚労告94	\Rightarrow	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚労告95	\Rightarrow	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚労告96	\Rightarrow	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第 0317001号・老振発第 0317001号・老老発第 0317001号		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発 第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
平30厚労告218	\Rightarrow	厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)

平24厚労告120 ⇒ 厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示120号)

平30厚労告80 ⇒ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準(平成30年3月22日厚生労働省告示80号)